

○ 農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別紙 1 農地法関係事務に係る処理基準	別紙 1 農地法関係事務に係る処理基準
第 1 一般的事項	第 1 一般的事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 農地所有適格法人の判断基準 (略)	(4) 農地所有適格法人の判断基準 (略)
①～③ (略)	①～③ (略)
④ 法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる議決権に係る要件は、 <u>農業関係者による会社の支配権を確保し、農業関係者以外の者が議決権の行使により会社の支配権を有することとならないよう設けているものであり、定款で議決権を認めないと定めた種類株式を制限するものではない。</u>	④ 法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる議決権に係る要件は、 <u>農業関係者以外の者が議決権の行使により会社の支配権を有することとならないよう設けているものであり、定款で議決権を認めないと定めた種類株式を制限するものではない。</u>
⑤ 株式会社又は持分会社が法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる要件を満たすためには、同号イからチまでに掲げる者が <u>株主総会における総議決権又は総社員の過半を占めていれよい。その上で、株式会社であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合には、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会においても、法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者が総議決権の過半を占めていれよい。</u> なお、その法人が農事組合法人である場合にあっては、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 13 第 1 項に規定する組合員たる資格に係る要件及び同条第 3 項に規定する組合員数に係る要件を満たす必要がある。	⑤ 株式会社又は持分会社が法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる要件を満たすためには、同号イからチまでに掲げる者が総議決権又は総社員の過半を占めていれよい。なお、その法人が農事組合法人である場合にあっては、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 13 第 1 項に規定する組合員たる資格に係る要件及び同条第 3 項に規定する組合員数に係る要件を満たす必要がある。
⑥～⑮ (略)	⑥～⑮ (略)
(5) (略)	(5) (略)
第 2 (略)	第 2 (略)
第 3 法第 3 条関係	第 3 法第 3 条関係
1・2 (略)	1・2 (略)
3 法第 3 条第 2 項第 1 号の判断基準 (略)	3 法第 3 条第 2 項第 1 号の判断基準 (略)
(1) 「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第 3 条第 1 項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第 2 項第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者又はその	(1) 「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第 3 条第 1 項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第 2 項第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者又はその

世帯員等（以下「権利取得者等」という。）が既に同号に掲げる権利を有している農地等をいう。

この場合において、権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であつて、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているものは、第一義的には、当該他の者が耕作又は養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれない。

ただし、農地が適切に耕作されていない、農地の賃借料の滞納が継続しているその他の事情により、権利取得者等が、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等の返還を受けて、自ら耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、当該他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定したまま、他の農地等について法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる権利を取得しようとするときは、「全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とは認められないものとする。

また、民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されている農地等は、これらの権利が耕作又は養畜の事業に供することを目的として設定されるものではないため、当該農地等について正当な権限に基づき耕作又は養畜の事業に供することができる者及びその世帯員等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれる。

(2) (略)

① (略)

② 労働力

農作業等に従事する権利取得者の人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む、これらの者の配置の状況も勘案する。

③ 技術

権利取得者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

なお、権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。

世帯員等（以下「権利取得者等」という。）が既に同号に掲げる権利を有している農地等をいう。

この場合において、権利取得者等が既に所有し、又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等であつて、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されているものは、第一義的には、当該他の者が耕作又は養畜の事業に供すべきものであるため、当該権利取得者等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれない。

ただし、農地が適切に耕作されていない、農地の賃借料の滞納が継続しているその他の事情により、権利取得者等が、他の者に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等の返還を受けて、自ら耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、当該他の者に使用及び収益を目的とする権利を設定したまま、他の農地等について法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる権利を取得しようとするときは、「全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」とは認められないものとする。

また、民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されている農地等は、これらの権利が耕作又は養畜の事業に供することを目的として設定されるものではないため、当該農地等について正当な権限に基づき耕作又は養畜の事業に供することができる者及びその世帯員等が「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に含まれる。

なお、法第 32 条第 1 項各号に該当する農地の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第 51 条第 1 項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。

(2) (略)

① (略)

② 労働力

農作業等に従事する権利取得者の人数のみではなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

③ 技術

権利取得者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

なお、権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。

また、権利取得者等が許可の申請の際現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いものその他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供することが困難なものが含まれている場合には、当該農地等について、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、法第 32 条第 1 項各号に掲げる農地には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っていると同認められるものとする。

なお、法第 32 条第 1 項各号に該当する農地の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第 51 条第 1 項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと同認められないことは当然である。

また、権利取得者等が法第 3 条第 1 項、第 42 条第 1 項の規定による市町村長の命令又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項若しくは第 15 条の 3 の規定による命令その他の農業に関する法令（以下「農地法その他の農業関係法令」という。）に違反しているか否か等も勘案して判断する。

- (3) (2)の判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、新規就農希望者（農業を副業的に営もうとする者を含む。）による権利取得であること等を理由としていたずらに厳しい運用や排他的な取扱いをしないよう留意する。

また、農地等についての賃借権等の取得については、絶対的な管理・処分権限がある所有権の取得と異なり、仮に不適正な利用があった場合においても、契約の解除等により農地等を所有者に戻すことができること等を踏まえ、特に農地等を利用する者の確保・拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要である。

なお、耕作又は養畜の事業以外の土地を利用した事業を行っている者については、審査を特に厳正に行わなければならないことは言うまでもない。特に、権利取得者等が、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。また、権利取得者等が農地を自家消費を目的とした農作物の栽培等の用に供する場合であっても許可をすることは可能であるが、権利取得後において当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合やその事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して相当程度劣ると認められる場合には、農地等の全てを効率的に利

また、権利取得者等が許可の申請の際現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いものその他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供することが困難なものが含まれている場合には、当該農地等について、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については、法第 32 条第 1 項各号に掲げる農地には該当せず、当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っていると同認められるものとする。

- (3) (2)の判断に当たっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、新規就農希望者（農業を副業的に営もうとする者を含む。）による権利取得であること等を理由としていたずらに厳しい運用や排他的な取扱いをしないよう留意する。

また、農地等についての賃借権等の取得については、絶対的な管理・処分権限がある所有権の取得と異なり、仮に不適正な利用があった場合においても、契約の解除等により農地等を所有者に戻すことができること等を踏まえ、特に農地等を利用する者の確保・拡大を図ることを旨として取り扱うことが重要である。

なお、耕作又は養畜の事業以外の土地を利用した事業を行っている者及び過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った者については、審査を特に厳正に行わなければならないことは言うまでもない。特に、権利取得者等が、権利取得後において行う耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合には、資産保有目的・投機目的等で農地等を取得しようとしているものと考えられることから、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。また、権利取得者等が農地を自家消費を目的とした農作物の栽培等の用に供する場合であっても許可をすることは可能であるが、権利取得後において当該農地の一部の

用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。このほか、例えば、次の場合において、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められないと判断するときは、法第 3 条第 2 項第 1 号に該当する。

① 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行った者による権利取得

② 現に農地法その他の農業関係法令に違反している者でないものの、過去に違反した者による権利取得

③ 権利取得後、短期間で遠隔地に転居する又は短期間で在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 2 第 3 項の在留期間をいう。）が満了し、かつ、更新等の見込みがないと認められる者等による権利取得

(4) 一般に、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には、当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第 3 条第 2 項第 1 号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。この場合において、当該農地等で耕作又は養畜の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時ににおける所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、①及び②に該当する場合には、不許可の例外となる。

①・② （略）

①及び②の判断については、「許可の申請の時ににおける所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有等しているもので判断する。

また、②について判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者に対し、当該農地等での耕作又は養畜の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から 1 年以上先である場合には、

みで耕作の事業を行う場合やその事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して相当程度劣ると認められる場合には、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。

（新設）

（新設）

（新設）

(4) 一般に、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地等につき当該事業を行う者又はその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合には、当該農地等は所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の法第 3 条第 2 項第 1 号の「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」に該当する。この場合において、当該農地等で耕作又は養畜の事業を行う者が第三者に対抗することができる権利に基づいてその事業を行っているときであっても、許可の申請の時ににおける所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、①及び②に該当する場合には、不許可の例外となる。

①・② （略）

①及び②の判断については、「許可の申請の時ににおける所有権を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等」には、今後確保する見込みの機械、労働力等は含まれず、許可の申請の時に現に所有等しているもので判断する。

また、②について判断する際には、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者に対し、当該農地等での耕作又は養畜の事業の継続の意向を確認するものとする。

なお、その際、その農地等の所有権を取得しようとする者又はその世帯員等が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期が、許可の申請の時から 1 年以上先である場合には、

所有権の取得を認めないことが適当である。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期にかかわらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

4～6 (略)

7 法第3条第2項第6号の判断基準

(略)

(1) (略)

①～③ (略)

④ 有機農業や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、化学的に合成された肥料及び農薬の使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた有機農業等が事実上困難になるような権利取得

⑤・⑥ (略)

等のほか、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得が該当する。

なお、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされている（その区域内に新規参入を促進するエリア等を設定することも可能である。）ことから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要である。

(2) (略)

8～12 (略)

第4～第16 (略)

別紙2 (略)

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

所有権の取得を認めないことが適当である。

ただし、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となる時期にかかわらず、所有権の取得を認めることができるものとする。

4～6 (略)

7 法第3条第2項第6号の判断基準

(略)

(1) (略)

①～③ (略)

④ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得

⑤・⑥ (略)

等のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生ずるおそれがある権利取得が該当する。

なお、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされている（その区域内に新規参入を促進するエリア等を設定することも可能である。）ことから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要である。

(2) (略)

8～12 (略)

第4～第16 (略)

別紙2 (略)